

総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会
第十二次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて

令和5年7月11日
資源エネルギー庁
電力基盤整備課

令和5年6月6日付けで総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会「第十二次中間とりまとめ」に対する意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

1. パブリックコメント実施期間等

- (1) 実施期間：令和5年6月6日（火）～7月6日（木）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 意見募集結果

提出件数：8件

3. 御意見及び御意見に対する考え方

別紙参照

4. 本件に対するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03-3501-1511（代表番号）

※類似の御意見をいただいたものについては、代表的なものを記載させていただきます。また、紙面の都合等により、表現は一部簡素化等をしております。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>p 7の最下行から4行上「受渡期間」は「受渡し期間」へ修正。</p> <p>p 8の3行目「更なる」と、p 9の12行目「さらなる」とは、どちらかに字句を統一。</p> <p>p 8の8行目「意見」と、同10行目「ご意見」とは、どちらかに字句を統一。</p> <p>p 13の本文6行目「当たり」と、p 18の最下行から1行上「あたり」とは、どちらかに字句を統一。</p> <p>p 21の11行目「従来通り」と、4ページの本文の最下行から6行上「従来どおり」とは、どちらかに字句を統一。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>表記の修正及び統一をいたします。</p>
2	<p>p 33※「旧一般電気事業者と電力自由化により新規参入した小売電気事業者等についてとの長期間の相対契約に基づく控除量(j)」の記載箇所</p> <p>控除の具体的な条件等が判別できない為、確認したい。</p> <p>複数年度にわたる契約については、「受渡し年度 - 2年度」の期間分のみを控除量の算定の対象とするとはどのような意味合いか。</p> <p>なお、1年前に取引するBL市場において、オークションの年度の実績の負荷率Rは確定しておらず、実績提出は困難となることから、実績の負荷率Rの扱いについても併せて確認させていただきたい。</p>	<p>オークションは受渡し年度の前年度に実施されることから、適格相対契約控除量算定と同様、実績を用いて控除量を算定するため、オークションの前年度（受渡し年度-2年度）を対象期間としております。</p> <p>受渡し実績から、負荷率Rの算定を行い、同期間における受渡し量を長期相対契約控除対象としております。</p>
3	<p>p 3 1※「旧一般電気事業者等と電力自由化により新規参入した小売電気事業者等との相対契約に基づく控除量(h)」</p> <p>p 3 5※「旧一般電気事業者と電力自由化により新規参入した小売電気事業者等との長期間の相対契約に基づく控除量(j)」</p>	<p>適格相対契約量、長期相対契約量の双方の条件を満たす場合については、控除量が重複とならぬよう、どちらかの控除項目として扱います。</p>

	<p>の適用条件と控除量について 適格相対契約量と長期相対契約量で、それぞれ具体的な適用条件が異なるが、長期相対契約の内、適格相対契約の条件を満たす契約があった場合、長期相対契約の控除量（各年30%ずつ）を超える部分（契約量）については、対象年度の契約量に限り、適格相対契約の控除量として計上可能という理解で良いか。</p>	
4	<p>p 2 5 (9) 発電側課金の転嫁について 発電側課金の課金単価について、第57回電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において試算された単価（kW 課金単価：75 円/kW・月、kWh 課金単価：0. 2 5 円/kWh）を使用することとした。 とあるが、2023年6月26日に開催された第86回電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において、参考として最新の試算値が示されたことから、こちらの試算値（その時点での最新の試算値等）を用いて算定する事で良いか。</p>	<p>実受渡しに近い時期の試算となることから、試算値を使用する場合は、第86回制度設計専門会合において示された単価を採用ください。 その旨を本文に追記いたします。</p>
5	<p>p 2 6 今後のBL市場の検討の方向性について BL市場においては、売り手の太宗は旧一般電気事業者である一方、買い手は新電力だけである。つまり、BL市場の存在自体が、足元で求められている内外無差別な卸売の考え方と根本的に矛盾しているのではないか。貴庁の見解を伺いたい。</p>	<p>過渡期と考えられる現状において、BL市場は一定の役割があると考えており、内外無差別の卸売への取組の進展状況等踏まえつつ議論を進めていきます。卸電力市場が機能し競争が十分に活性化された段階では、制度的措置は終了することが望ましいと考えます。</p>
6	<p>発電側課金単価条件がどの時点で確定されて、何回目オークションより適用されるかを明確にさせていただくことを希望します。発電側課金単価が判明していない場合に試算単価を使用するというのですが、後に決定する発電側課金単価との差分により、小売電気事業者側の託送料金とのアンマッチが生じます。小売電気事業者として、小売料金への反映等正確に把握し対処する必要があります。 従いまして、試算単価と決定後の単価については精算等適正に適用</p>	<p>発電側課金単価については、現在電力・ガス取引監視等委員会や資源エネルギー庁において議論・検討を行っております。 試算値との乖離幅が大きくなる場合については、必要に応じて検討を行います。</p>

	<p>さるべきと考えており、その方法などについてもオークション実施前には明確に規定していただけるよう希望いたします。</p>	
7	<p>事後調整単価の情報開示が入札期間前までであり、長期商品への入札検討期間として最短10日間では短く、適切な期間設定を考慮して開示いただくよう希望いたします。検討期間においては、事後調整内容を踏まえて確認や分析、考察を行うことが必要で、小売料金を水準とした入札価格検討や、事後調整単価の妥当性に関する検証を行うことが必要と考えております。</p>	<p>本件については、取引状況を踏まえ、必要に応じた検討を継続してまいります。</p>
8	<p>エリア間値差の精算にあたって閾値の見直し方法が不明であり、見直し方法や決定スケジュールについては明確にさせていただくよう希望いたします。</p>	<p>値差清算における閾値の算出方法については、第七次中間とりまとめ、または第65回制度検討作業部会 資料3をご参照ください。 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/065_03_00.pdf</p>